

図書紹介：Aaron L. Miller 著『Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japan's Schools and Sports』

中澤 篤史

緒言

本書は、日本の学校やスポーツで見られる「体罰」を、人類学的アプローチから考察した学術書である。著者の Aaron L. Miller 氏は、文化人類学と日本研究 (Japanese studies) を専門とするアメリカ人研究者である。

Miller 氏は、かつて愛媛県の中学校で英語教師として、授業や部活動にかかわった時、驚きをもって日本の「体罰」に触れた。その経験を学術的に考え直すことを動機の 1 つとして、オックスフォード大学日産現代日本研究所 (University of Oxford, Nissan Institute for Modern Japanese Studies) で、日本の学校とスポーツにおける教授法、コーチング、そして「体罰」について、人類学的アプローチから研究し、博士の学位を取得した。その間に、現地調査もかねて 2 年間、東京大学大学院教育学研究科へ留学しており、評者とはその折に知り合った。Miller 氏は学位取得後、早稲田大学留学センター・助手、京都大学白眉プロジェクト・助教、スタンフォード大学青年研究所 (Stanford University, Center on Adolescence)・客員研究員などを歴任しながら調査・執筆活動を続けている。Miller 氏の業績には、"Foucauldian theory and the making of the Japanese sporting body", *Contemporary Japan* 27(1), 2015; "For Basketball Court and Company Cubicle", *Japanese Studies*, 33(1), 2013; "From Bushido to Science", *Japan Forum*, 23(3), 2011, "Beyond The Four Walls" in Willis, D. B. and Rappleye, J. eds. *Reimagining Japanese Education*, 2011, などがある。

ここでは、Miller 氏の主著である本書の内容を

要約的に紹介し、いくらかの寸評を添える。なお、本書では「体罰」という言葉を一貫して、*taibatsu* と斜体表記している。その意図は、「体罰」を、客観的な自然現象ではなく、日本人の言葉の使い方や文化的な意味づけ方まで含めた社会現象として捉えるためである。それゆえ、本稿においても「体罰」を括弧付きで表記することにする。

INTRODUCTION

はじめに、「体罰」の定義に関して、英語の corporal punishment との異同が検討される。両者は、肉体的な苦痛を伴う処罰という意味では同じであるが、日本の「体罰」は正座や居残り学習など、幅広い行為を含む点で異なる。また周知の通り、論者や立場によって「体罰」の捉え方は論争的であり、普遍的で客観的な定義を与えることは困難である。それゆえ、著者は、「体罰」が生じたり議論されたりする日本の歴史的社会的文脈を踏まえながら、日本人たちが解釈している「体罰」の主観的な定義に着目する。そうした視点から「体罰」を捉えることで、日本の学校とスポーツの特徴や問題を明らかにできると、著者は本書の意義を述べる。

ところで本書は、カリフォルニア大学バークレー校東アジア研究所から Japan Research Monograph シリーズの一冊として発行されており、学術領域としては日本研究に位置づけられる。そして本書が日本研究史に与えるインパクトは、対象としてそれまで見過ごされていた「体罰」を扱っている点に加えて、理論レベルで日本社会の捉え方に修正を迫っている点がある。今や古典と

もなった日本研究の代表的文献『菊と刀』を著した人類学者のルース・ベネディクトは、民族誌的方法を適用し、日本文化の特徴を説明した。しかし、著者は、ベネディクトの議論を高く評価しながらも、その限界も指摘する。なぜなら、ベネディクトは、文化的な多様性を、各国の「国民性 (national character)」に落とし込んで説明しようとしているからである。しかし、どうしてある国民がある文化をもつのかという問いに、その国民がそうした「国民性」をもっているからだと言っても、それはトートロジーであり、答えになっていない。

著者は、この点でベネディクトの限界を論じ、他方でミシェル・フーコーの方法論の優位性を述べる。すぐに気づく通り、本書タイトルに用いられた *discourse* (言説) と *discipline* (規律訓練) は、フーコー理論の主要概念である。ベネディクトからフーコーへ。日本社会を理解するための理論を転換／発展させることも、本書は企図している。

以上をまとめて本書は、日本の学校とスポーツにおける「体罰」の問題を取り上げて、そこにある「規律訓練の言説」 (*discourses of discipline*) を解きほぐし、日本人が「体罰」をいかに意味づけてきたのかを明らかにしようとする。

CHAPTER 1 ANTHROPOLOGY AND CORPORAL PUNISHMENT

第 1 章では、「体罰」を人類学的に研究することについて、方法論的な検討が行われる。

これまで「体罰」研究の主流は、心理学的アプローチや医学的アプローチによるものであった。心理学者や医療専門職によってなされた多くの「体罰」研究は、発達や健康への悪影響を指摘しながら、「体罰」を非難してきた。それらと対照的に、人類学的アプローチは、「体罰」を非難するのではなく、「体罰」はどのように意味づけられているかを考える。「体罰」の良し悪しといった価値判

断を保留しつつ、エスノグラフィーと歴史分析を組み合わせながら、「体罰」への意味づけのまとまりを、それが構築される社会的文脈とともに記述しようとする。そうすることによって「体罰」をより深く理解できるという。

具体的に用いるデータは、政策文書や各種文献・雑誌・新聞記事、2 年間の東京の私立大学バスケットボール部のフィールドワーク、そして著者自身の日本での日常生活経験から集められている。

CHAPTER 2 HISTORIES

第 2 章では、「体罰」という言葉の歴史が紐解かれる。

著者によると、「体罰」という言葉が現れる以前まで身体的な処罰の歴史を遡ると、万葉集の記述など、奈良時代に至るという。その後、中世に犯罪者への処罰や仏教的修行という形で、身体的な罰は社会に広まり、江戸時代に入ると、寺子屋で教育と関連した身体的な処罰も見られ始めた。

「体罰」という言葉が現れたのは、明治時代であった。田中不二麿とダビッド・モルレーは、英語の *corporal punishment* を「身体・の処罰」と翻訳し、日本政府はそれを「体罰」と短縮して 1879 年の教育法で使用した。この法律の中で、「体罰」は、学校において使用することが公式に禁止された。ただし、その後は、1885 年の禁止解除、1890 年の再禁止、1900 年の再禁止解除と、紆余曲折を経ながら、1941 年以降は一貫して「体罰」は法的に禁止され続けている。

著者が見るところ、日本が明治時代に「体罰」を禁止した理由は、先進国であることを世界に示すためであったという。つまり「体罰」の禁止は国外に向けた一種のショーに過ぎなかった。そう考えられる理由は、国内では「体罰」が違法でありながら何十年も続いていたからである。

第二次世界大戦後、1947 年に、学校教育法 11 条で「体罰」が禁止されるが、その定義はあいま

いであった。1960年代以降は、高度経済成長の原動力として、あるいは校内暴力へ的手段として「体罰」は正当化され、大きな問題としては扱われなかった。しかし、1970年代後半と1980年代初頭に起きた戸塚ヨットスクール事件で、政府および世論の「体罰」への認識が大きく変化した。この時点から2000年代中頃まで、「体罰」は教育問題として見なされることになった。ただし、2000年代後半以降になると、いじめや児童虐待の問題が前景化し、相対的に、「体罰」は政府の問題関心の外においやられることになった。

CHAPTER3 CONTEXTS

第3章では、「体罰」の文脈が考察される。

第2章で歴史を見たことからわかるように、「体罰」は、さまざまな文脈の中で使用され議論されてきた。つまり「体罰」の意味はその社会的・文化的・歴史的な文脈によって異なる。たとえば、「体罰」はどこで起きるか（小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校、教科体育、運動部活動、スポーツ、家庭）、誰が「体罰」を使うか（親、教師、コーチ、友人）、「体罰」はどんな形式の懲罰なのか（閉め出し、叱責、褒め言葉、儀式的な掃除、自己規律）、「体罰」にジェンダー差や年齢差はあるか。こうした多様な文脈が検討され、それぞれの「体罰」の意味の違いが明らかにされる。

加えて、「体罰」そのものを、懲罰というもう一回り大きな文脈から捉え直し、そこでの「体罰」の位置も検討される。著者いわく、「体罰」という言葉は、懲罰用語の1つである。懲罰用語には、①無声的なもの（silent languages of discipline：閉め出し、監禁、追放など、音声的ではなく物理的でもない懲罰）。②音声的なもの（verbal languages of discipline：忠告、勧告、褒める、叱る、嘲笑するなど、言葉を使う懲罰）。③物理的なもの（physical languages of discipline：虐待や拷問など、身体へ物理的に行使する懲罰）、の3つがある。著者は、このように「体罰」を複数あ

る懲罰用語の1つであると指摘することで、「体罰」を相対化する。

CHAPTER4 ETHICS

第4章では、日本人が「体罰」の倫理をどのように議論しているかが考察される。

「体罰」が良いか悪いかという論争は、果てなく続いてきた。一方には「体罰」の撲滅を目指す理想主義的な「体罰」否定派がおり、もう一方には「体罰」の必要を主張する現実主義的な「体罰」肯定派がいる。「体罰」肯定派のキーワードは、指導（guidance）、しつけ（discipline）、道徳教育（moral education）、根性（guts）、精神（spirit）、効果（effectiveness）、愛の鞭（whip of love）、現場（reality of the school setting）である。「体罰」否定派のキーワードは、虐待（abuse）、心理的有害性（detrimental psychological effects）、子どもを声を聞かない教育システム（"silencing" education system）、勝利の過度な強調（overemphasis on winning in sports）、人権（human rights）である。

こうした「体罰」の是非論は、決着が着いたわけではないが、著者の見るところ、近年の子どもへの権利擁護を求める議論は、現代日本を変化させようという。「体罰」肯定論はたしかに根強いが、より多くの日本人は、「体罰」の使用が子どもの権利侵害であると主張し始めている、と著者は論じる。たとえば、しごきや自己犠牲、チームへの献身などのイデオロギーを強調して「黙って俺に付いて来い」と権威を振りかざす保守的な指導スタイルは、今現在、リベラルで科学的なコーチングスタイルを重視する勢力から批判されているという。

CHAPTER5 PURPORTED CAUSES AND PLURAL CULTURES

第5章では、日本人が「体罰」をどう説明して

いるかが考察される。

これまで世界中で、**corporal punishment** はさまざまな図式で説明されてきた。もっとも古くからある説明図式は、人間の本質的な暴力性に根拠を求めるものであった。しかし、この説明図式では、**corporal punishment** や「体罰」が生じたり生じなかったりする現象の多様性を説明できない。

そこで次に出てきた説明図式は、構造的要因に注目したものであり、世帯構成、家族構成、社会的価値、人口統計、社会階層、権力の不均衡、戦争の多寡、植民地経験の有無などが **corporal punishment** や「体罰」を生じさせるのではないかと、論じられた。

日本人の中にも、少数派ではあったが、構造的要因で「体罰」を説明しようとした者はいた。たとえば、体育教師が日本の学校の秩序を保つために「体罰」を使うように期待されていること、生徒や選手よりも身体が大きく腕力が強い教師は「体罰」を使う傾向にあること、言葉による指導よりも「体罰」の方が効果があると信じられていること、法的な「体罰」禁止が現場レベルで十分に機能していないことなどが、「体罰」を引き起こす構造的要因として指摘されたこともあった。

しかし、そうした構造的要因に注目した説明の仕方よりも、日本人がよく用いる説明図式は、文化的な特殊性が「体罰」を生む、とする説明の仕方である。著者はそれを「文化主義」(culturalism)と呼んで批判する。文化主義者は、日本文化の特殊性として、集団主義 (groupism)、精神主義 (spiritualism)、勝利至上主義 (winning is everything)、サムライ・エートス (samurai ethos)、修行実践 (ascetic practice)、上下関係 (vertical hierarchy)などを挙げて、それらを「体罰」の原因と論じる。

しかし、著者はこうした文化主義的な議論に与しない。なぜなら、そこにはしばしば明白な根拠が欠けているからである。文化主義者は、日本と西洋を二項対立的に論じたりもするが、実際は日本と西洋に共通する部分も多かったり、西洋も一

枚岩ではなく多様であったりする。「体罰」の存在を説明する仕方として、文化主義は不適切であるという。

CHAPTER6 DISCOURSES OF POWER AND THE POWER OF DISCOURSES

第6章では、フーコーの規律訓練と言説の理論を用いながら、「体罰」の意味が捉え返される。

「体罰」を理解するためには、なぜ「体罰」を受ける側が「体罰」を拒否せずに受容するのかを考えなければならない。その点でフーコーの権力論、中でも規律訓練論は示唆に富んでいると、著者は論じる。フーコーは、自由を抑圧する強制と単純に捉えられてきた権力を、あらためて暴力と区別しながら再定義した。暴力は対象から力を奪い、対象をあたかも物であるように扱う。それに対して、対象に力を与え、対象を物ではない主体に変える行為、それを「権力」とフーコーは呼び、その最たるものが「規律訓練」(discipline)である。「体罰」は、傍目から見れば、生徒や選手を殴ったり蹴ったりする暴力であり、生徒や選手は逃げたり反撃したりすることができず、あたかも物のように扱われている。しかし、その「体罰」を使う教師やコーチは、「体罰」が生徒や選手に規律を与え、能力を伸ばす訓練になり、立派な大人や優れた選手に成長させる、と信じている。そして皮肉にも「体罰」を受ける生徒や選手自身も、そう信じている。著者はこうした「体罰」を使う側と受ける側の意味づけ方に注目する。すなわち、このように暴力を、規律訓練という権力として意味づけたもの、それが「体罰」ではないか。

著者は、こうした仮説的な議論を、言説の理論からさらに展開していく。フーコーがいう「言説 (discourse)」とは、記号を成立させる機能である。「体罰」という現象は、「体罰」という記号とともに成立している。では、「体罰」という記号は、なぜ成立するのか。それは私たち日本人が、暴力を「生徒や子どものため」と意味づけて、「体罰」

と呼ぶからである。だから、批判されるべきは、暴力そのものだけでなく、その暴力を「体罰」と意味づけること、そして「体罰」という言葉を使うことにまで及ぶ。著者は、フーコーの規律訓練と言説の理論を用いて、「体罰」が続く仕組みを仮説的に論じながら、日本社会に鋭く反省を迫る。

EPILOGUE BEYOND THE "VIOLENT CULTURE" MYTH

おわりに、本書の内容をまとめながら、著者は再び、「体罰」を理解するためには文化主義を乗り越える必要性を指摘する。

文化主義者は、文化という言葉に拘り、あらゆる社会現象を文化に還元して説明しようとする。しかし、文化がつねに普遍的で固有の説明力を持っているわけではないし、その文化もまた一枚岩ではなく多様であり、時代や状況によって変わりうる。そうした認識から本書は文化主義を批判する立場に立ち、「体罰」や暴力を生み出す固有の日本文化が存在する、という証拠は無いと結論する。本書は、人類学的アプローチによる「体罰」理解を通して、文化主義的な日本理解を反駁し、日本研究の新たな地平を切り開いている。

寸評

外国人研究者による日本研究分野において、スポーツを主題とした研究は多くないが、それでも日本人研究者にとって学ぶべき点は数多くある。評者は常日頃から、そのように感じてきた。そうした研究の蓄積の中で、とりわけ本書は傑出している。著者は、一方で日本の文化や生活に深くコミットしながら「体罰」という日本の問題に鋭く切り込みつつ、もう一方で日本人の「体罰」の見方、捉え方、解釈の仕方を相対化することに成功している。

本書は学術書であるが、一読すれば、実践的な

インプリケーションも与えてくれるはずである。奇しくも本書が発刊されたのは、桜宮高校バスケットボール部の「体罰」事件（暴力事件！）が発覚した2013年だった。「体罰」への関心が高まった今だからこそ、多くの人に本書を読んでほしい。本書は、「体罰」問題を知る上での基本情報が豊富に収められているし、考えるべき論点も包括されている。何より、外国人の目線から日本の「体罰」が、その恐ろしい部分や恥ずかしい部分も含めて、丸裸にされることに、日本人読者は衝撃を受けるはずだ。読後しばらくしてその衝撃が冷めた時、あらためて私たち日本人は、身近すぎて気づかなかった「体罰」の問題を冷静かつ反省的に見つめ直すことができるだろう。

[Aaron L. Miller, *Discourses of Discipline: An Anthropology of Corporal Punishment in Japan's Schools and Sports*, Japan Research Monograph 17, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley, p.245, 2013]

